

岐阜県屋外広告物条例・規則の改正について

令和8(2026)年1月1日から、 (一部の規定は令和9(2027)年4月1日から) 屋外広告物(看板)の管理・点検ルールが変わります。

◆ 屋外広告物の安全対策の徹底について

全国的に屋外広告物の落下事故が頻発化していることから、点検者の資格要件の強化を図るとともに、屋外広告物の安全性をより確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、改正を行います。(岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市、下呂市を除く)

◆ 管理義務者として、所有者と占有者を追加します(令和8年1月1日～)

民法において、工作物の設置・保存の瑕疵による事故は、その工作物の占有者及び所有者に賠償責任があると規定していることを踏まえ、条例において所有者と占有者を管理義務者として追加することとしました。

従来どおり看板等を表示、設置、管理している方も引き続き管理の責任がありますが、所有者と占有者も責任をもって管理する必要があります。

◆ 点検者の資格要件を厳格化します。(令和9年4月1日～)

近年、気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化し、それに伴う看板等の落下事故が全国的に発生しています。強風による落下事故の被害の低減や、経年劣化による落下、転倒による危害防止のため、資格要件を厳格化し、以下の3者としました。

安全点検は、屋外広告物に対する技術的な知識と実務経験を有した者が点検を行うことで屋外広告物の安全性を確保するため、広告物の所有者等は下記の資格者に点検をさせなければならないこととしました。

令和9年4月1日以降の点検資格者

- ・ 屋外広告士
- ・ 屋外広告物点検技能講習修了者
- ・ 「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者(1級)

- ・ これまで有資格者であった、屋外広告物講習会修了者、「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者(2級、3級)、職業訓練修了者による屋外広告物自己点検報告書は、令和9年3月31日までの点検であれば有効です。
- ・ 令和9年4月1日以降は、屋外広告士・屋外広告物点検技能講習修了者・「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者(1級)の資格者による点検を行ってください。
- ・ 有資格者がいない場合は、新たに資格を取得するか、有資格者へ委託する等により対応をお願いします。

○有資格者が見つからない場合の相談窓口

岐阜県広告美術業協同組合 連絡先 TEL 058-245-4472

令和9年4月1日以降の一部の新規許可申請、更新許可申請のための点検は、屋外広告士・屋外広告物点検技能講習修了者・「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者(1級)のいずれかの資格者によって行われる必要があります。

◆ 既設の屋外広告物を使用して新規の許可申請を行う場合、

点検報告書の提出が必要になります。(令和9年4月1日～)

既設の屋外広告物を使用して新規の許可を申請する場合、新たに「点検報告書」の提出が必要になります。(ただし、はり紙、立看板等や新設で申請する場合は除く。)

新規の許可申請を行う場合に、点検報告書が不要である屋外広告物は、はり紙やはり札等の簡易なもの、壁面に直接描かれたものや設置してから2か月以内のもの等です。

安全点検は、その屋外広告物の状態や設置状況(野立、壁面、屋上等)に見合った方法で行い、異常が認められた場合は、速やかに改善の処置を行ってください。

◆ 除却義務の対象者を拡大します(令和8年1月1日～)

今回の改正で全ての屋外広告物に対して、管理義務が課されることに伴い、除却義務についても、許可を要しないものも含めた全ての屋外広告物に対して課されます。

表示や設置が必要でなくなった時や、危険な状態のものについては、除却するようにしてください。

◆ 改正様式の対応について(令和8年1月1日～)

今回の改正に伴い、許可申請様式や点検報告書の様式が変更になります。

- ・旧様式については、令和9年3月31日まで使用できます。
- ・新様式については、令和8年1月1日から使用できます。
- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までは、新旧様式どちらでも使用できます。

また、新様式については、下記ホームページで確認できます。

【予定】令和7年1月下旬に
施行規則改正予定

改正する様式	令和7年				令和8年				令和9年				
	1月	12月	1月	12月	1月	...	3月	4月	5月
・第1号様式 (許可申請) ・第2号様式 (更新許可申請) ・第2号の2様式 (点検報告書) ・第7号様式 (受領書) ・第9号様式 (改修届)	周知期間				旧様式及び新様式いずれも使用				4/1～点検義務施行				
													1月1日施行
					新様式				旧様式				

屋外広告物の安全のため、ご協力よろしくお願いたします。

問い合わせ先

岐阜県屋外広告物条例、規則の改正に関すること

岐阜県 都市建築部 都市政策 地域計画係 TEL 058-272-1111 (内線 4720)

屋外広告物の許可申請に関すること

岐阜県内の各市町村

※岐阜市・高山市・多治見市・美濃市・恵那市・各務原市及び下呂市においては、
各市の屋外広告物条例が適用されます。

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

岐阜県庁トップページ > 分類でさがす > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 景観・屋外広告 > 屋外広告物



県ホームページ